

## 平成 29 年度 2 回 東三河南部圏域保健医療福祉推進会議 会議録

- 1 日 時 平成 30 年 1 月 24 日（金） 午後 2 時 30 分から午後 3 時 15 分まで
- 2 場 所 東三河県庁（東三河総合庁舎）
- 3 出席者 別添出席者名簿のとおり
- 4 傍聴人 1 名
- 5 議 事 （ア）東三河南部医療圏保健医療計画について  
（イ）整備承認済介護保険施設等の結果報告について

### 6 会議の内容

#### （1）あいさつ（豊川保健所長）

日頃は保健行政に御協力いただき、ありがとうございます。

本日の圏域会議の議題は 2 つございます。

議事 1 の「東三河南部医療圏保健医療計画について」は、本日、この会議の前に、策定委員の皆様にお集まりいただき、御協議いただいた修正原案について、その内容を踏まえて、御承認いただきたいと思います。

議事 2 につきましては、平成 28 年第 2 回の会議で整備承認済みの介護保険施設等整備の結果をご報告いたします。

簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

#### （2）議長の選出について

委員の互選により、安井委員が議長に選出された。

#### （3）会議の公開・非公開について

開催要領第 5 条第 1 項に基づき、全て公開とした。

#### （4）議事

##### 1 東三河南部医療圏保健医療計画について

##### （ア）事務局説明

東三河南部医療圏保健医療計画（修正原案）の概要についてご説明いたします。

資料につきましては、この会議の前に行いました、医療計画策定委員会の資料と兼ねさせていただいておりますので、委員会に御出席いただきました構成員の皆様方にはおかれましては、若干説明が重複する場合がございますことを、御了承ください。

なお、この会議から御出席の皆様方におかれましては、資料送付の際に、会議での説明を若干省略させていただき旨記載させていただきましたので、資料全文の説明は行わず、要点のみの御説明となりますことを御了承ください。

それでは、資料のご説明をさせていただきます。

資料1-1「東三河南部医療圏保健医療計画（修正原案）」は、計画修正原案全文となっております。

表紙の下の囲みの『注』に記載させていただきましたが、8月23日に開催いたしました第1回圏域会議以降の修正について、下線・網掛けで整理してございます。

全体のボリュームが多いため、本日は、この資料による個別の説明は省略させていただきますが、語句訂正やデータの数値などは、別途、この資料でご確認いただきたいと思いますと存じます。

なお、修正原案の1ページの「はじめに」の10行目でございますが、右側の方の『病床の機能の文化』の『文化』が誤字であり、『分化』であるとの御指摘がありましたので御報告します。

また、31ページの精神保健医療対策の別表2でございますが、豊橋市の2段目に『豊川さくら病院』と記載となっておりますが、豊川さくら病院様は、豊川市にございます。この表のデータは、県から提供されているものでありますので、県にも報告し、県計画と併せて修正いただくようにご連絡させていただきます。

その2点について、説明の前に御報告いたしました。

それではまず、原案修正に至る経緯と今後のスケジュールを、先にご説明させていただきますと存じます。

資料1-3をご覧ください。

前回8月23日の圏域会議後から平成30年3月までのスケジュールについて、表の見出しのとおり、左から順に、「年月」、「県計画」に関する、「医療圏計画」に関する記事を記載してございます。

当医療圏では、8月23日の圏域会議の結果を基に原案を作成し、8月末に県へ提出いたしました。

その後、11月上旬頃に、県主務課より示された県計画に沿った修正などの指示をいただきましたので、記載内容の一部を修正した原案を提出しております。

なお、県計画については、11月6日の医療体制部会で試案の検討が行われ、続く、29日の医療審議会では、県計画及び医療圏計画の原案の検討が行われました。

その際、医療圏計画に対するご意見はなかったとお聞きしておりますが、県計画に関する修正意見がありましたので、医療圏計画原案の中で、県計画に準じた記載となっている箇所につきましては、県計画の修正に併せた記載とさせていただきます、本日、修正原案として、お示ししております。

また、12月15日から1月14日にかけて、市町村・三師会への意見照会及びパブリックコメントが実施され、当医療圏では、3点についてご意見をいただきましたので、後日回答する予定としております。

本日以降のスケジュールですが、この圏域会議で修正原案のご承認いただきたいと思います。と存じます。

なお、県計画の検討を行う医療体制部会が2月に予定されておりますので、県計画の修正があった場合、その内容を反映させて2月末までに提出いたします。

最終的に、3月の医療審議会の答申を受け、同じく3月中には当医療圏の医療圏計画として公示される予定となっております。

それでは、資料1-2をご覧ください。

原案の主な見直し点を取りまとめましたので、本日は、この資料を基にご説明をさせていただきます、策定委員会の皆様のご意見をいただきたいと存じます。

資料の表は、表の見出しのとおり、左から順に、章別の「大項目」、節別の「中項目」、「掲載ページ・項目・番号」、「原案からの主な見直し点」、「主な記述（抜粋）」を記載してございます。

なお、表の左から3つ目の「掲載ページ・項目・番号」欄については、修正原案本文の現状・課題・方策を「現」「課」「策」と略して表記するとともに、本文中の掲載順に従って、①②と番号をつけて記載してございます。

また、表の冒頭には、計画の「全体」に係るものを挙げ、以下、修正原案の章の順番に見直し内容を整理させていただいております。

それでは、主な見直し内容について、ご説明してまいります。

まず、冒頭の「全体」に係る修正は、県の指示などにより、時点修正を行ったものであり、今後も適宜行い、最終案では最新のデータを掲載する予定でございます。

「第1章 地域の概況」につきましては、第2回策定委員会意見照会で、各看護師養成機関の東三河の医療機関への就労状況も明示することのご意見をいただきましたので、当所において看護師養成施設に対して調査を実施し、その結果を表形式で記載させていただきました。

1枚おめくりいただき、2ページをご覧ください。

まず、中項目の1つ目、「第1節 がん対策」の上の段でございますが、県主管課より、「国の定める「がんの医療体制構築に係る指針」の改正に伴い、

- ・全国がん登録の利用等を通じてがんの現状把握に努めること。
- ・小児、思春期・若年成人のいわゆるAYA世代のがん、希少がん、難治性がん等に関する情報についても提供できるよう留意すること。
- ・仕事と治療の両立支援や就職支援、がん経験者の就労継続支援の取組をがん患者に提供できるよう周知すること。

などの記載の追記が示されたことにより、県計画の修正に併せて修正するよう指示がありましたので、右の「主な記述（抜粋）」にございますように、【現状】、【課題】、【今後の方策】を追記させていただきました。

同じく、「がん対策」の下の方の体系図につきましては、県歯科医師会の県計画に対するご意見に基づいて修正し、歯科診療所を追記させていただきました。

2つ目の中項目「第4節 精神保健医療対策」でございます。

上の段は、県計画の修正に併せ、認知症に対応できる医師等の人材育成の現状・課題を追記いたしました。

下の段は、県計画に掲載される予定の、「各精神疾患に対して専門的治療を実施している精神科医療機関」の状況が、県から表形式で提供されましたので、追記させていただきました。

続いて、3ページをご覧ください。

冒頭の中項目「第6節 歯科保健医療対策」でございますが、県計画の修正に併せ、かかりつけ歯科医について、「ライフステージに沿った口腔管理の推進を図ることが必要である」との課題を追記させていただきました。

大項目「第4章 災害医療対策」でございますが、県計画の修正に併せ、「地域災害医療コーディネーターを中心とした関係機関による連携体制の強化を図る必要」や「地域災害医療対策会議は医療及び公衆衛生が円滑に連携できるような機能強化が必要」と修正させていただきました。

大項目「第6章 小児医療対策」でございます。

上の段につきましては、小児救急電話相談事業について、県計画の修正に併せて修正させていただきました。

下の段でございますが、2ページの「第1節 がん対策」と同様、県主務課より、国の定める「がんの医療体制構築に係る指針」の改正に伴い、県計画の修正にあわせて修正するよう指示があり、小児がんに関する情報提供に関することを追記させていただきました。

その内容につきましては、小児がんを対象疾患としている、小児慢性特定疾病医療費助成制度を含む「5 医療費の公費負担状況」、及び医療圏の状況である「6 小児がんの状況」の2つの項目を追加し、その【現状】・【課題】・【今後の方策】を追記させていただきました。

続いて4ページをご覧ください。

大項目「第7章 在宅医療対策」の上の段でございますが、県主務課より、「在宅医療サポートセンターは29年度で事業を終了するため、30年度からの計画にあっては、過去形での記載が適切である。」との意見がありましたので、修正させていただきました。

同じく第7章の下の段でございますが、計画本文の全体に渡る表現として、「『かかりつけ薬局』から『かかりつけ薬剤師・薬局』へ修正されたい」との、県薬剤師会の意見に基づき、県計画が修正されたことに併せて、修正させていただきました。

「第9章 高齢者保健医療福祉対策」でございますが、県計画の修正に併せ、地域包括支援センターについて、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う中核的機関」であることを追記させていただきました。

「第10章 薬局の機能強化推進対策」の、中項目「第1節 薬局の機能推進

対策」でございます。県計画の修正に併せ、3つの【課題】・2つの【今後の方針】を追記させていただきました。

追記した課題の1つ目は、【課題】の1番上の「○立地に依存した便利さだけで患者に選択される薬局ではなく、患者・住民のニーズに対応できるかかりつけ薬剤師・薬局としての機能を発揮する必要」があること。

2つ目は、【課題】の上から3つ目の「○薬剤師は在宅医療の現場となど薬局外での活動や地域包括ケアにおける一員としての役割を務める必要」があること。

3つ目は、【課題】の上から5つ目の「○患者やかかりつけ医を始めとした多職種との積極的なやり取りを通じて地域で活躍するかかりつけ薬剤師の育成が必要」であること。

と追記させていただきました。

また、【今後の方策】として、1つ目は、【今後の方策】の上から1つ目の「○患者・住民のニーズに対応できるかかりつけ薬剤師・薬局の取組を後押し」していくこと。

2つ目は、【今後の方策】の上から3つ目の「○地域住民による主体的な健康の維持・増進を支援する健康サポート薬局を広く県民に周知するとともに、薬局の積極的な取組を後押し」していくこと、と追記させていただきました。

最後に、5ページをご覧ください。

同じく第10章の「第2節 医薬分業の推進対策」でございますが、上の段につきましては、県計画の修正に併せ、修正させていただきました。

まず、【現状】について、「ジェネリック（後発）医薬品についてその特徴やメリットの理解はまだ十分とは言えない」こと。

次に、【課題】については、「院外処方せんの発行及び受入れについての医療機関と薬局との相互理解」が必要であること。

さらに、【今後の方策】については、「医師会、歯科医師会、薬剤師会等と相互に連携し、服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく患者ごとに最適な薬学的管理・指導が行われる患者本位の医薬分業を推進」することと修正させていただきました。

以上が、主な修正点でございます。

修正に関するご意見や、そのほか、全体に関するご意見がありましたら、この場でご意見をいただき、修正原案作成の参考とさせていただきたいと存じます。

ご検討をよろしくお願いいたします。

#### (イ) 質疑応答

特になし。

(ウ) 審議結果

事務局案が適当であると認められた。

イ 整備承認済介護保険施設等に係る結果報告について

(ア) 事務局説明

東三河福祉相談センター次長の大嶋でございます。

日頃は、福祉行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

それでは、私から報告事項「整備承認済介護保険施設等に係る結果報告」について説明させていただきます。

介護保険施設の指定にあたっては、指定手続きに先立って、各圏域での整備数について、圏域保健医療推進会議でご承認いただいているところですが、過去にこの会議でご承認いただいた豊橋市の整備計画について、公募の結果をご報告させていただきます。

資料2をご覧ください。

上段には平成28年度第2回開催の圏域会議で提案・承認された内容を掲げており、豊橋市が事業者を公募してショートステイから特養への転換として20人分を整備するという計画でした。

下段には、豊橋市における公募そして選定の結果を掲げております。社会福祉法人王寿会始め3法人において、それぞれ10人、4人、3人の合計17人分の特養を整備する計画が決定されました。

豊橋市からは、整備承認数との差の定員3人分について、今年度内に整備する予定はないとして、昨年11月10日に県へ整備辞退の届が提出されました。

以上、ご報告申し上げます。

(イ) 質疑応答

○井野委員

前回の会議において、大石委員より、東三河南部医療圏は療養病床が多いので、新たな介護保険施設を作らない方がよいという発言がありました。

県の説明では、事前に整備の意向を伝えておかないと、国からの補助などの費用がもらえなくなるというような説明でした。

医療側から考えますと、大石委員のおっしゃるとおりではないかと考えます。

例えば、今回のショートステイから特養の変更する17床については、何か補助などがありますか。

○事務局（東三河福祉相談センター）

補助金の状況は把握しておりませんので、後ほど確認してお伝えいたします。

○井野委員

蒲郡市にも療養病床がありますので、今回の件以外についても、今後の病床の転換等に関する情報などについても教えていただきたいと思います。

○事務局（豊川保健所）

2月に開催する地域医療構想推進委員会での準備との兼ね合いもございますので、県の考え方を確認しながら、病床転換に関するも情報などについても調べ、別途御報告させていただきたいと存じます。

ウ その他

（ア）事務局説明

- ・東三河広域連合からの資料提供について

お手元にリーフレットを配布いたしました。

平成30年4月から、介護保険が東三河で一つに統一されるということで、東三河広域連合様から、概要に関する情報提供として資料をいただいたので、配布いたします。

御不明な点については、直接、東三河広域連合様にお問い合わせください。

（イ）質疑応答

なし

（5）閉会